

「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」の要件等について

1. 「特別地域加算」及び「中山間地域等における小規模事業所加算」の対象サービス・対象地域・規模要件

加算名	対象サービス	秋田県内の対象地域	規模要件																												
特別地域加算 【15%加算】 ※介護サービスの確保が著しく困難であると認められる地域などにおいて、介護サービスの確保に貢献している事業所を評価する加算です。 ※サービス種類によって正式な名称は異なります	訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)居宅療養管理指導 (介護予防)福祉用具貸与 居宅介護支援(一部) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 訪問型サービス(独自)	「2. 特別地域加算 対象地域一覧」(次ページ)のとおり	なし																												
中山間地域等における小規模事業所加算 【10%加算】 ※豪雪地帯などの中山間地域等において要介護者に対する介護サービスを確保するために、小規模の事業所を設置していることを評価する加算です。 ※特別地域加算との重複取得はできません。	同上	県内全域(特別地域加算の対象地域を除く) ※県内全域が豪雪地帯・特別豪雪地帯に該当する	1か月当たりの延べ訪問回数や実利用者数が次のとおりであること。 <table><tr><td>訪問介護</td><td>平均延訪問回数が200回以下／月</td></tr><tr><td>訪問入浴介護</td><td>平均延訪問回数が20回以下／月</td></tr><tr><td>介護予防訪問入浴介護</td><td>平均延訪問回数が5回以下／月</td></tr><tr><td>訪問看護</td><td>平均延訪問回数が100回以下／月</td></tr><tr><td>介護予防訪問看護</td><td>平均延訪問回数が5回以下／月</td></tr><tr><td>訪問リハビリテーション</td><td>平均延訪問回数が30回以下／月</td></tr><tr><td>介護予防訪問リハビリテーション</td><td>平均延訪問回数が10回以下／月</td></tr><tr><td>居宅療養管理指導</td><td>平均延訪問回数が50回以下／月</td></tr><tr><td>介護予防居宅療養管理指導</td><td>平均延訪問回数が5回以下／月</td></tr><tr><td>福祉用具貸与</td><td>平均実利用者数が15人以下／月</td></tr><tr><td>介護予防福祉用具貸与</td><td>平均実利用者数が5人以下／月</td></tr><tr><td>居宅介護支援</td><td>平均実利用者数が20人以下／月</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td><td>平均実利用者数が5人以下／月</td></tr><tr><td>訪問型サービス(総合事業)</td><td>平均実利用者数が5人以下／月</td></tr></table>	訪問介護	平均延訪問回数が200回以下／月	訪問入浴介護	平均延訪問回数が20回以下／月	介護予防訪問入浴介護	平均延訪問回数が5回以下／月	訪問看護	平均延訪問回数が100回以下／月	介護予防訪問看護	平均延訪問回数が5回以下／月	訪問リハビリテーション	平均延訪問回数が30回以下／月	介護予防訪問リハビリテーション	平均延訪問回数が10回以下／月	居宅療養管理指導	平均延訪問回数が50回以下／月	介護予防居宅療養管理指導	平均延訪問回数が5回以下／月	福祉用具貸与	平均実利用者数が15人以下／月	介護予防福祉用具貸与	平均実利用者数が5人以下／月	居宅介護支援	平均実利用者数が20人以下／月	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平均実利用者数が5人以下／月	訪問型サービス(総合事業)	平均実利用者数が5人以下／月
訪問介護	平均延訪問回数が200回以下／月																														
訪問入浴介護	平均延訪問回数が20回以下／月																														
介護予防訪問入浴介護	平均延訪問回数が5回以下／月																														
訪問看護	平均延訪問回数が100回以下／月																														
介護予防訪問看護	平均延訪問回数が5回以下／月																														
訪問リハビリテーション	平均延訪問回数が30回以下／月																														
介護予防訪問リハビリテーション	平均延訪問回数が10回以下／月																														
居宅療養管理指導	平均延訪問回数が50回以下／月																														
介護予防居宅療養管理指導	平均延訪問回数が5回以下／月																														
福祉用具貸与	平均実利用者数が15人以下／月																														
介護予防福祉用具貸与	平均実利用者数が5人以下／月																														
居宅介護支援	平均実利用者数が20人以下／月																														
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平均実利用者数が5人以下／月																														
訪問型サービス(総合事業)	平均実利用者数が5人以下／月																														

2. 特別地域加算 対象地域一覧(令和6年4月1日現在)

市町村	振興山村 (山村振興法第7条第1項による指定地域)				厚生労働大臣が別に定めるもの (平成12年2月29日厚生労働省告示第54号)	
	全域	合併前市町村 ※1	全域	旧町村 ※2	地区の名称	全域
秋田市		河辺町		岩見山内村		
		雄和町		大正寺村		
能代市		能代市		常盤村		
		二ツ井町		種梅村、響村		
横手市		大森町		八沢木村		
		山内村	○	山内村		
大館市		大館市		矢立村、上川沿村、長木村、十二所町		
		比内町		大葛村		
		田代町	○	早口町、山瀬村		
湯沢市		湯沢市		須川村		
		雄勝町		院内町、秋の宮村		
		皆瀬村	○	皆瀬村		
鹿角市				宮川村、曙村、大湯町、柴平村		
由利本荘市		本荘市		小友村、石沢村、北打越村、松ヶ崎村	鳥海町伏見、鳥海町栗沢、鳥海町上川内、 鳥海町下川内、鳥海町小川	
		矢島町	○	矢島町		
		岩城町	○	亀田町、道川村		
		鳥海町		直根村、笹子村		
		東由利町	○	下郷村、玉米村		
		大内町		上川大内村		
大仙市		西仙北町		土川村		
		協和町		荒川村、峯吉川村、船岡村		
		南外村		外小友村		
		太田町		長信田村		
北秋田市		鷹巣町		栄村、七座村、沢口村、七日市村、綴子村		
		森吉町		前田村		
		阿仁町	○	大阿仁村、阿仁合町		
		合川町		下小阿仁村		
にかほ市		象潟町		上浜村、上郷村		
仙北市		角館町		中川村、雲沢村、白岩村		
		田沢湖町		田沢村、生保内村		
		西木村	○	西明寺村、檜木内村		
小坂町				七滝村		
上小阿仁村	○			上小阿仁村		
藤里町	○			藤琴村、粕毛村		
三種町		琴丘町		上岩川村		
		山本町		下岩川村		
八峰町	○	八森町	○	八森村、岩館村		
		峰浜村	○	沢目村、塙川村		
五城目町				馬場目村、富津内村、内川村		
井川町				上井河村		
羽後町				元西馬音内村、田代村、仙道村		
東成瀬村	○			東成瀬村		

※1「合併前市町村」は平成11年3月31日時点の市町村。

※2「振興山村」の「旧町村」欄は、振興山村法第7条第1項の規定による指定が旧町村単位で行われているため、旧町村名で表記。

秋 田 県

着色部分: 振興山村地域

